（特別の関係にある者）

第十九条の四の三　法第百五十六条の五の三第二項第二号に規定する政令で定める特別の関係にある者は、次に掲げる関係にある者とする。

一　共同で金融商品取引清算機関（金融商品取引清算機関が金融商品取引所である場合を除く。以下この号において同じ。）の対象議決権（法第百五十六条の五の三第一項に規定する対象議決権をいう。以下この号において同じ。）を保有し、又は当該金融商品取引清算機関の対象議決権を行使することを合意している者（以下この条において「共同保有者」という。）の関係

二　夫婦の関係

三　会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

四　被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

2　共同保有者が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

3　夫婦が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。

4　支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

5　第四条の四第三項の規定は、第一項第三号及び前三項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第三項中「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」とあるのは「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

6　前各項の規定は、法第百五十六条の五の十一において法第百五十六条の五の三第二項第二号の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第一項第一号中「保有し」とあるのは、「取得し、若しくは保有し」と読み替えるものとする。

（免許申請者の金融商品債務引受業に関する経験年数の要件）

第十九条の四の四　法第百五十六条の二十の四第二項第一号に規定する政令で定める期間は、三年とする。

2　法第百五十六条の二十の四第二項第一号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる者が外国の法令に準拠し、当該外国において金融商品債務引受業と同種類の業務を開始してから経過した期間を免許申請者が当該業務を開始してから経過した期間とみなして免許申請者の当該期間を算定した場合に、その期間が三年以上である場合とする。

一　免許申請者に合併された者

二　分割により免許申請者に金融商品債務引受業と同種類の業務の全部又は一部（内閣府令で定める場合に限る。）を承継させた者

三　免許申請者に金融商品債務引受業と同種類の業務の全部又は一部（内閣府令で定める場合に限る。）を譲渡した者

四　前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

（連携清算機関等の金融商品債務引受業に関する経験年数の要件）

第十九条の四の五　法第百五十六条の二十の十八第二項第一号に規定する政令で定める期間は、三年とする。

2　法第百五十六条の二十の十八第二項第一号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる者が外国の法令に準拠し、当該外国において金融商品債務引受業と同種類の業務を開始してから経過した期間を連携清算機関等（同条第一項第一号に規定する連携清算機関等をいう。以下この項において同じ。）が当該業務を開始してから経過した期間とみなして連携清算機関等の当該期間を算定した場合に、その期間が三年以上である場合とする。

一　連携清算機関等に合併された者

二　分割により連携清算機関等に金融商品債務引受業と同種類の業務の全部又は一部（内閣府令で定める場合に限る。）を承継させた者

三　連携清算機関等に金融商品債務引受業と同種類の業務の全部又は一部（内閣府令で定める場合に限る。）を譲渡した者

四　前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

第三十七条の二第十二号中「取消し」の下に「及び法第百五十六条の十七第二項の規定による法第百五十六条の十九第一項の承認の取消し」を加え、同条第十四号の次に次の四号を加える。

十四の二　法第百五十六条の二十の二の規定による免許

十四の三　法第百五十六条の二十の十四の規定による法第百五十六条の二十の二の免許の取消し

十四の四　法第百五十六条の二十の十六第一項の規定による認可

十四の五　法第百五十六条の二十の二十及び第百五十六条の二十の二十二の規定による法第百五十六条の二十の十六第一項の認可の取消し

第三十七条の二第十七号中「第三十六号」の下に「、第三十八号の二、第三十八号の三、第三十八号の六、第三十八号の七」を加える。

第三十八条の二第二項中「第四項まで」の下に「、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項」を、「第百五十五条の九」の下に「、第百五十六条の五の四、第百五十六条の五の八」を、「第百五十六条の十五」の下に「、第百五十六条の二十の十二」を加える。

第四十二条第一項中第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号の次に次の二号を加える。

十　法第五十七条の二第七項の規定による特別金融商品取引業者である旨の付記

十一　法第五十七条の八第一項の規定による登録の抹消及び同条第二項の規定による特別金融商品取引業者である旨の付記の抹消

第四十二条第二項中「登録金融機関」の下に「、特別金融商品取引業者」を、「当該所在地」の下に「又は住所」を加え、同条第四項中「第二項」を「特別金融商品取引業者又は第二項」に、「又は特例業務届出者に」を「若しくは特例業務届出者（以下この項及び次項において「特別金融商品取引業者等」という。）に」に、「同項第十二号」を「第二項第十二号」に、「権限で、当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者又は特例業務届出者」を「権限で当該特別金融商品取引業者等」に改め、「もの」の下に「及び長官権限のうち法第五十七条の十第一項の規定による権限（第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）」を、「当該支店等」の下に「（特別金融商品取引業者の子会社等（法第五十七条の十第二項に規定する子会社等をいう。第四十三条の二第一項並びに第四十四条第五項及び第二十項において同じ。）」を加え、「金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者」を「特別金融商品取引業者等」に改め、同条第五項中「金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者」を「特別金融商品取引業者等」に改める。